

令和元年度第2回尾張旭市総合教育会議 会議録

1 開催日時

令和元年10月24日（木）午後3時30分から午後4時15分まで

2 開催場所

尾張旭市役所3階 講堂2

3 出席者

市長 森 和 実
教育長 河 村 晋 教育委員 山 本 真依子
教育委員 堀 祐 子 教育委員 伊 藤 智 成

4 欠席者

教育委員 大 岩 裕 泰

5 傍聴者数

1名

6 出席した事務局職員

教育部長 大 津 公 男 管理指導主事 川 本 幸 則
教育行政課長 田 島 祥 三 教育行政課長補佐 加 藤 貴 之
教育行政課長補佐 篠 田 忠 浩 企画課長 山 下 昭 彦
企画課企画係長 大 谷 健 司 企画課主事 澤 田 涼

7 議題

教員の多忙化解消について

8 会議の要旨

企画課長	定刻となりましたので、ただいまから「令和元年度第2回尾張旭市総合教育会議」を開催させていただきます。 なお、本日は御承知のとおり、大岩委員が欠席となっておりますので、よろしくお願いいたします。 さて、本日の会議開催に当たりまして、あらかじめ御了解いただきたいことが2点ございますので、ここで御説明させていただきます。 まず1点目としまして、当会議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定によりまして、「公開の対象」とするとともに、会議録作成のため、会議中の発言を「録音」させていただきますので、なにとぞ御承知おきをお願いいたします。 次に2点目として、当会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題や、あるべき姿を共有し、連携して教育行政を推進することを目的としております。 このため本日も、関係する議題を提出しておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。
------	---

以上が、会議開催に当たり、あらかじめ御了解いただきたいことの説明でございました。

それでは、はじめに、先にお渡ししました資料の確認をさせていただきますと思います。

(資料確認)

それでは、早速ではありますが、1枚目の「次第」に沿って、会議を進めさせていただきます。

まず前回の会議では、「教員の多忙化解消を進めなければ、教師が「魅力のない職業」となってしまい、その結果「優秀な人材が集まらない」となれば、教育の「質」の低下につながり、児童生徒に影響が及ぶおそれがあり、まずは多忙化の実態を把握して、その要因を探ることを通じて、市としてできることを模索したい」という市長の思いを踏まえ、「教員の多忙化解消」を議題とさせていただいたところであります。

これにより、多忙化解消に関する改善点や変更点等を、いくつかご紹介させていただき、タイムカードの導入による「長時間労働の是正」や、指導員の配置等による「部活動指導に係る負担の軽減」、そしてスクールソーシャルワーカー等の「人的支援」等に関して、御意見等をいただきました。

そのうちの一つにありました、「学校からの配布物の見直し」に関しては、「行政からの資料を含め、その数が多い」といった御意見もあり、「ICT化による対応」等も議論されたところでございます。

その結果、前回の会議では、「まずは、できることから始めていくとともに、今後も引き続き意見交換を進めていく」となったところでございます。

このため本日は、その後の状況を御紹介するとともに、最近市議会の場でも度々質問があり、今後何らかの方向性を導き出す必要のある「小中学校のプールのあり方」についても御紹介することで、再度皆様から、教員の多忙化解消につながる御意見等を頂戴できればと考えておりますので、よろしくお願いします。

それでは、以後の進行につきましては、市長が務めますので、よろしくお願いします。

市長

本日は御多忙の中、当会議に御参加いただき、誠にありがとうございます。また、今回からお世話になります伊藤委員をはじめ、他の委員の皆様におかれましては、日ごろから教育行政の推進だけでなく、市政の推進にも多大なる御尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて本日は、ただいま説明がありましたとおり、前回の会議に引き

	続き、「教員の多忙化解消について」を議題としております。 今回も、今後の教育行政や、市政の推進に活用させていただきたいと思っておりますので、ぜひぎつくばらんに、忌憚のない意見をよろしくお願ひいたします。 それでは、早速議題に移りたいと思っておりますので、その内容について、事務局から説明してください。
事務局 (企画課)	先ほど申し上げましたとおり、前回の会議では、学校から保護者等へと配布する、いわゆる「配布物」を見直すことによって、「教員の負担軽減」につなげるため、「ＩＣＴ技術」の活用に対して、御意見を頂戴しました。 その後、担当課において、関係する分野の調査研究を進めましたところ、近年広く普及が進んでおりますスマートフォンの「アプリ」を活用した手法を、御紹介させていただきたいと思っておりますので、本日はその内容に対して御意見等を頂戴できればと思います。 それでは、はじめに「連絡のＩＣＴ化（保護者アプリの導入）」としまして、その具体的な内容を、教育行政課から御説明させていただきます。
事務局 (教育行政課)	教育行政課から説明をさせていただきます。 教員の多忙化の要因は様々ありますが、授業や児童生徒との関わりといった教員の本来的な業務に専念できる環境を整えるために、学校業務の改善に取り組んでいます。 今回の議題である「保護者との連絡手段」については、前回の総合教育会議において話題となったものです。 はじめに、現状と課題ですが、現状、連絡手段は紙ベースによるものが主となっています。一部、台風や地震などの災害時、不審者情報、運動会などの行事の有無では、メール配信システムによる連絡を行っていますが、多くは紙文書の配布による連絡です。 教員側、学校側の課題としては、配布物の配布・仕分けに手間がかかるとともに、物によってはその内容説明等も行ふ必要が生じ、負担となっています。 また、保護者側からは、配布量が多いとの意見が聞かれますし、そのため大切な情報が伝わりにくいことが課題となります。 これらの課題を解決する方策の一つとして、連絡のＩＣＴ化・保護者アプリの導入があります。 この効果としまして、教員側では、連絡内容をデータ化し、一括で送信するなど事務の効率化が図れること、保護者側では、連絡がデータ化されることにより、いつでも確認できるようになります。

	この解決策の課題としては、アプリによっては、個人情報登録することとなり、そのアプリの安全性・信頼性が重要となること、また、スマートフォンを持っていない保護者への連絡手段を別に確保する必要があります。 このようなＩＣＴ技術を活用した業務改善は、費用がかかるものですが、費用対効果を見極め、ぜひ積極的に検討していきたいと考えております。 説明は以上です。
市長	ただいま、「連絡のＩＣＴ化」についての説明をさせていただきましたが、委員の皆さんは、どのようにお感じになりましたでしょうか。 私は、アプリの導入を行うことで、「教員の多忙化解消」以外にも、「配布物の紛失防止」や「印刷費用の削減」などにもつながると感じました。ただ、アプリを利用できない方への配慮も必要となりますし、これまでどおり「紙での配布」も、引き続き実施する必要があり、その場合、教員の負担が、現在よりも大きくなる可能性もあるように思いました。 委員の皆様から、ぜひ御意見や御感想、また、ただいまの説明内容に対する御質問などを、お聞かせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
山本委員	紙の配布物の方が見やすい面もありますが、アプリであれば紙とは違い、必ず手元に情報が届く点はよいと思います。アプリの導入は効果的だと感じますので、前向きに進めていただきたいと思います。 導入に当たっては、様々な問題や課題があると思うので、よく話し合った上で導入した方がよいと思います。
堀委員	紙の配布物は、紛失等により親の手元にすぐに届かない可能性があります。アプリではそのような事態にはならないところが良いと思います。 教員の負担軽減につながる取組なので、進めていただきたいと思います。
伊藤委員	良い取組だと思います。他の市町村での導入実績はありますか。
事務局 (教育行政課)	高等学校や大学における導入実績はあります。
伊藤委員	学校での導入実績があるのであれば、セキュリティ等の課題は解決されているように感じます。 昨今は外国人の保護者も増加しており、アプリを活用すれば、日本語を読めない保護者への対応にも効果的かもしれません。 他市町村の動向を待つのではなく、先進的に導入するのも一つの手

	だと思います。
市長	保護者のスマートフォンの所有率は分かりますか。
事務局 (教育行政課)	明確な割合は把握しておりませんが、高い割合で所有しているもの と思われます。
教育長	紙の配布物は行政からのものが多くを占めています。行政からの情 報は、個人情報等が含まれていない情報が多く、セキュリティ上の課 題も多くないため、アプリによる連絡が行いやすいです。 また、保育園等では、アプリを導入して出欠確認も行っています。 生徒・児童の出欠確認は教員の負担になっているため、負担軽減に大 きく貢献できると思います。
市長	紙の配布物とアプリによる連絡を併用して行くと教員への負担は 大きくなりますか。
事務局 (教育行政課)	現在もメールによる連絡は行っていますし、アプリを導入すること で、保護者からの配布物の紛失に関する連絡が少なくなることが想定され ますので、負担が大きくなることはないと考えております。
教育長	アプリの導入費用はどのくらいかかる見込みなのでしょうか。
事務局 (教育行政課)	導入時に１００万円程度、小中学校１２校における使用料が毎年３ ００万円程度かかる見込みです。アプリの内容等で費用を下げることも できます。
市長	ありがとうございました。 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、さらに「保護者アプリの導 入」に向けた研究を、前へと進めてまいりたいと思います。 今後もお気づきの点などがありましたら、ぜひ事務局や教育行政課 までお寄せいただければと思います。 それでは、続いてお手元の資料の右側にあります「小中学校のプー ルのあり方」に移りたいと思いますので、その内容について、事務局 から説明してください。
事務局 (企画課)	それでは、夏の時期における教員の多忙化の要因の一つであり、ま た最近、市議会でも質問が相次いでおります「小中学校のプール」に 関し、先ほどと同様、教育行政課が、現状や課題等をまとめましたの で、その内容に対して御意見等をいただければと思います。 それでは、具体的な内容の説明を、教育行政課からさせていただきます。
事務局 (教育行政課)	教育行政課から説明をさせていただきます。 学校プールの日常的な管理については、各学校で行っており、その 管理業務が教員の負担になっているとの意見があります。また、学校

プールは使用される期間が短く、その費用対効果についても様々な意見があります。

まず、現状と課題です。教員側では、記載のような維持管理に係る手間が教員に生じています。大規模な清掃やろ過機のメンテナンスなどは業者委託していますが、日々の管理が多くあり、主に校務主任や体育主任の負担となっています。

また、施設側では、プールの改修は、計画的に実施しており、ろ過機など設備の改修やプール層、プールサイドの改修を順次行っていますが、その費用も多額になっており、プール全体を作り直すといった計画はありません。

施設の現状ですが、小中学校12校に全校プールが設置されており、小学校においては低学年・高学年の2か所あり、表に記載しましたとおり、設置後40年以上経過しているものが多数を占め、老朽化が進んでいる状況です。

このような状況は本市だけのことではなく、他団体においても同様の状況があり、近年、愛知県内でも対応を始めた市があります。

「民間プールの活用」として、民間施設を利用し、プール授業を水泳指導補助として民間委託するもので、事例としては、愛知県東海市、豊明市、千葉県佐倉市があります。

「市民プールの活用」として、自治体が所有する市民プールにおいて学校のプール授業を行うもので、事例としては、愛知県常滑市、神奈川県海老名市があります。

「学校プールの集約化」として、使用できる学校プールに集約化して施設を活用するもので、事例としては、愛知県弥富市があります。

この方策の効果としましては、教員側では、民間プールや市民プールを使用し、自校のプールを使用しない場合は、プールの維持管理に係る手間が削減できますし、民間の指導員による水泳指導が受けられる場合は、技術向上につながると考えられます。

施設側では、自校のプールを使用しないこととなれば、改修・更新が不要となり、効率的な施設の活用につながります。

課題としましては、まずはこの解決策に協力していただける民間プールなどとの調整が必要であり、民間プールの活用の場合は、移動の手段、時間の確保などが課題となります。

プールの解決策については、様々な方法があり、各地域の民間プール施設などの状況によるところが大きいと思います。本市においても、学校ごとの状況は異なりますので、いくつかの選択肢を各学校ごとに検討していく必要があると考えています。

	中でも、民間プールの活用については、教員の負担軽減、水泳指導の向上、施設廃止など、複数の効果が見込まれますので、積極的に検討していきたいと考えております。 説明は以上です。
市長	ただいま、「小中学校のプールのあり方」について、現状や課題等の説明をさせていただきましたが、委員の皆さんは、どのように感じられましたでしょうか。 小中学校のプールに関しては、児童生徒の指導だけでなく、その維持管理に関することにも必要となっており、教員にとっては、これが大きな負担となっていると思います。また、本市の学校のプールは、いずれも設置後40年が経過するなど、老朽化が進んでおり、その維持や更新には多額の費用が必要となっています。 委員の皆様から、ぜひ御意見や御感想、また、ただいまの説明内容に対する御質問などをお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。
山本委員	本市の場合は、他市町村に比べて民間プールと市民プールの数が少ない印象があります。 本市において、学校の授業で民間プールを利用することはできるのでしょうか。
事務局 (教育行政課)	民間プールへ利用が可能かどうか確認しているところです。
教育長	本市と同様に他市町村も学校プールの更新時期に差し掛かっており、どこの自治体も抱えている課題となっています。 民間プールは、午前中は使用していないところもあり、コースの半分を利用させてもらう等の方法が考えられます。また、民間プールは温水のため、冬季期間を除いて、半年程度の期間は利用できると思われます。 まずは、利用できる民間プールを探すことが優先だと思います。
山本委員	学校でプールの授業は年間で何時間あるのでしょうか。
事務局 (教育行政課)	10時間程度です。
伊藤委員	気象変化等が影響しているかもしれませんが、以前よりも子供がプールに入る機会が少なくなったように感じます。
堀委員	神奈川県和学校では、5～10月の期間で民間プールを利用して授業を行っているそうです。民間プールを利用できれば、学校プールの維持管理が不要となり、教員の負担軽減にもつながると思います。
市長	学校プールを集約化することで、教員の負担軽減に貢献できればと

	考えています。 民間プールの利用についてはまず、どこかの学校で試行的に行える とよいと思います。
堀委員	民間プールを利用する場合、移動手段はどのようになるのでしょうか。
事務局 (教育行政課)	民間プールが所有するバスを活用しているところもあります。民間 プールと学校が近い場合は、徒歩で移動するところもあります。
市長	水泳の指導ができることは、教員になるための必須項目となってい ますか。
事務局 (教育行政課)	なっていない。今までは、小学校の教員採用試験において、水泳 の試験がありましたが、現在は廃止となりました。このため、水泳の 指導を苦手とする教員が中にはいると思われます。
教育長	民間プールの活用にかかる費用は、どの程度かかる見込みなのでし ょうか。
事務局 (教育行政課)	千葉県佐倉市に確認したところ、1校当たり500万円程度の委託 料と聞いています。児童数により金額は変動するとのこと。
市長	ありがとうございました。 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、「小中学校のプールのあり 方」についての検討を、さらに進めてまいりたいと思いますので、こ ちらも、今後お気づきの点などがありましたら、ぜひ事務局や教育行 政課までお寄せいただければと思います。 それでは最後に、次第の3「その他」に移りたいと思いますので、 事務局から説明をお願いします。
事務局 (企画課)	それでは、「その他」としまして、事務局から、次回の会議の御案 内をさせていただきたいと思います。 次回の「第3回総合教育会議」につきましては、来年の2月19日 (水)の教育委員会定例会終了後に開催することを予定しております ので、御多忙のところ大変恐縮ですが、御出席くださるようお願いし ます。 「その他」に関する事務局からの説明は、以上でございます。
市長	それでは、これをもちまして会議を終了させていただきたいと思 います。 本日は長時間にわたって、御参加をいただき、誠にありがとうござ いました。